

## 2011年春闘要求書

いま、大企業の内部留保が増えているにもかかわらず、労働者の解雇、賃金抑制が続き、高校卒業予定者の就職内定もきわめて困難です。その結果、児童・生徒の学ぶ権利が脅かされる事態が広がっています。またそれら全体が内需低迷の原因となり、経済危機を深刻化させています。大阪府職員にたいする賃金引下げはこれに拍車をかけるものです。また、教職員の長時間・過密労働や精神疾患を含む病気休職者増の問題もいっこうに改善されていません。こうした中であっても、教職員は子どもや父母の期待にこたえる学校をめざして懸命にとりくんでいます。学校現場を支えるすべての教職員の努力に報い、これを励ます施策を求めて、下記の春闘要求書を提出します。誠意をもって回答されるよう求めます。

### 記

#### 1. 子どもたちの学ぶ権利と進路保障について

- (1) 生活保護・就学援助の拡充とあわせ、制度の迅速な適用をおこなうなど、子どもの学ぶ権利を保障すること。
- (2) 私立学校に対する就学支援金を拡充するとともに、経常費助成配分基準を生徒数に応じたものへと改悪せず、学校の実情に即したものとすること。公私を問わず、高校生を対象に給付制奨学金制度を創設すること。
- (3) 高卒生をはじめ若者の就職保障にむけ、大企業に対し雇用に関する社会的責任を果たすよう要請すること、府としての緊急雇用の促進をはじめ、大阪労働局・大阪商工会議所など関係機関への働きかけを強めること。

#### 2. 民主的な公務員制度の確立と労働基本権の回復について

民主的な公務員制度を確立するため、以下の点について関係機関に働きかけること。

- (1) 憲法とILO勧告にもとづく公務員制度確立のため、教職員に争議権を含めた全面的な労働基本権を回復すること。
- (2) 定年制延長にあたっては、給与水準の引き下げを行わず、高齢教職員を定数から除外するなど、学校現場の実情に即したものとすること。

#### 3. 教職員の賃金・労働条件等の改善について

- (1) 「評価・育成システム」とその賃金リンク制度を改悪せず、廃止、撤回すること。また、ILO・ユネスコのCEART勧告(第4次)を遵守すること。同勧告並びにCEART調査団報告にもとづく労使での研究・懇談の場を持つこと。
- (2) セクハラ・パワハラのない働きやすい職場環境づくりをすすめること。市町村でのパワハラ防止指針策定が労使協議をふまえて速やかに行われるよう指導すること。
- (3) 労安対策を強化するため市町村教委に対し、労働安全衛生体制の確立、長時間労働者への医師面接の体制整備、「職場復帰支援プログラム」の策定を強く指導すること。また、職場復帰支援事業及び復帰時の負担軽減のための人的措置を拡充すること。
- (4) 再任用制度については、制度創設の経緯をふまえ希望者全員を雇用すること。
- (5) 府立学校での「勤務時間把握」の結果にもとづく労使協議を行うとともに、市町村でのとりくみ促進へむけた指導を行うこと。休憩時間の確保のための具体的手だてを講じること。
- (6) 教職員の長時間過密労働解消のため、必要な仕事が勤務時間内に終了できるよう大幅定数増を行うこと。また、調査等の精選、研究指定校の縮小など実効ある施策をすすめること。また、「1年間の変形労働時間制」を制度として導入しないこと。
- (7) 大阪府独自の給与カットを廃止し、給与・任用制度の抜本的改善をはかること。
- (8) 政府に対し、人勧無視・憲法違反の公務員給与削減法案の国会提出を断念するよう求めること。

#### 4. 臨時教職員の賃金・労働条件の抜本的改善、臨時教職員多用政策の転換について

- (1) 臨時的任用教職員や非常勤教職員の賃金・労働条件を抜本的に改善すること。また、非常勤職員に対する国の「指針」を最低基準として、学校に働くすべての教職員の最低賃金を月額16万円とすること。
- (2) 地公法が予定していない臨時教職員の多用・乱用政策を改めること。「教育に穴があく」問題を解消するために、新規採用者の大幅増・定数内講師縮小の計画を立てるとともに、講師経験を評価した特別選考の抜本的改善をはかること。

#### 5. 安全・安心な学校、子ども・父母の願いにこたえる学校のあり方について

- (1) 学校警備員配置のための市町村への補助金を継続すること。
- (2) スクールランチをあらため、直営・自校方式による中学校給食の実施へむけた市町村への補助を行うこと。
- (3) 暑熱・寒冷から子どもの教育環境を守るための空調設備の整備にむけた市町村への補助を行うこと。
- (4) 学校への「日の丸・君が代」の押しつけを行わないこと。

#### 6. 人間らしい働き方を確立することについて

下記の要求を実現するために、以下の点について関係機関に働きかけること。

- (1) すべての労働者の最低賃金を月額16万円(時間給1000円、日額7500円)以上とすること。
- (2) 「派遣切り」など、使い捨て労働を拡大してきた労働者派遣法の抜本改正をはかること。